

めぶきアセアンレポート

MEBUKI ASEAN REPORT

2019年7月号

- ◇ 【 バンコク通信 】～タイの個人所得税について～ P. 1
- ◇ 【 ホーチミン通信 】～ベトナムにおける中古機械・設備等の輸入規制～ P. 3
- ◇ 【 アセアン駐在員コラム 】 P. 5
- ◇ 【 アセアン各国株式市場・為替情報 】2019年5月の動き P. 7
- ◇ 【 アセアン各国ニューストピックス 】 P. 8
- ◇ 【 アセアン・インド休日情報 】2019年6月～2019年8月 P. 9
- ◇ 【 めぶきアジアネットワークのご紹介 】 P. 10

常陽銀行シンガポール駐在員事務所
63 Market Street #11-03
Bank of Singapore Centre,
Singapore 048942
TEL:65-6225-6543

常陽銀行ハノイ駐在員事務所
5th Floor, Sun Red River,
23 Phan Chu Trinh Street,
Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam
TEL:84-24-3218-1668

足利銀行バンコク駐在員事務所
689, Bhiraj Tower at EmQuartier,
27th Floor, Room No.2714,
Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana,
Bangkok 10110, Thailand
TEL:66-2-261-2852

本レポートの内容につきましては、当行の信頼し得る先からの情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、信頼性を保証するものではありません。具体的に法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談くださいますようお願い致します。



常陽銀行



足利銀行



めぶきフィナンシャルグループ

バンコク通信～タイの個人所得税について～

タイで働く日本人はタイで個人所得税を納める義務が生じます。そこで今回はタイの個人所得税の制度内容と日本人でも活用可能な節税対策をレポートします。

1. タイの個人所得税について

(1) 課税所得の範囲

タイの個人所得税は暦年方式で1月1日から12月31日までを同一課税年度として計算し、同一課税年度中に通算180日以上タイに滞在する者を「タイ居住者」、滞在日数が180日未満の者を「タイ非居住者」とし、それぞれの区分によって課税所得の範囲が異なります。

「タイ居住者」の課税所得の範囲については、①タイ国内源泉所得、②タイ国外源泉所得のうちタイに送金された所得が課税対象となります。具体的には、①については給与や賞与のほか、家賃補助や家族手当などが対象となり、タイへの送金の有無に関わらず課税対象となります。②については、日本で発生する事業所得や不動産所得が該当し、発生した所得のうちタイに送金されたものが課税対象となります。

また、「タイ非居住者」の課税所得の範囲については、タイ法人が給与などを負担しないことを要件として、上記①のみが課税対象となります。

(2) 個人所得税の計算方法

個人所得税の計算方法については、基本的には日本と同様で、総収入金額から経費控除や本人及び配偶者控除、社会保険控除などの所得控除を差し引き課税所得を算出し、課税所得に応じた累進税率を掛けて算出します（表1）。

【表1：個人所得税の税率表（単位：タイバーツ、1タイバーツ3.4円で計算）】

課税所得		税率	課税額	
0	～ 150,000	0%		
150,001	～ 300,000	5%	0	～ 7,500
300,001	～ 500,000	10%	7,500	～ 27,500
500,001	～ 750,000	15%	27,500	～ 65,000
750,001	～ 1,000,000	20%	65,000	～ 115,000
1,000,001	～ 2,000,000	25%	115,000	～ 365,000
2,000,001	～ 5,000,000	30%	365,000	～ 1,265,000
5,000,001	～	35%	1,265,000	～

（出所：タイ歳入法をもとに筆者作成）

次項の表は、簡易的なモデルとして収入を給与のみ、所得控除を経費控除および本人控除のみとした場合の課税額の計算例となります（表2）。計算例では、タイで労働する日本人の最低月収5万タイバーツの収入の場合、年間の税額は約2万タイバーツ程度で済みますが、月収が10万タイバーツを超えてくると、年間の税額が約12万タイバーツとなり毎月約1万タイバーツを超える納税が必要になります。

タイの個人所得税を日本と比較した場合、課税所得が高くなればなるほど、負担する税額が急激に大きくなります。そのためタイでは個人所得税に対して税額補助をする企業も多い一方で、企業が負担したこの税額補助に対してもさらに課税される仕組みとなっています。

【表 2：個人所得税の計算方法】

①月収 50,000 タイバーツ、年収 600,000 タイバーツの場合	
課税所得	: 440,000 タイバーツ (=年収 600,000 - 経費控除 100,000 - 本人控除 60,000)
課税額	: 21,500 タイバーツ (=150,000×0%+150,000×5%+140,000×10%)
②月収 100,000 タイバーツ、年収 1,200,000 タイバーツの場合	
課税所得	: 1,040,000 タイバーツ (=年収 1,200,000 - 経費控除 100,000 - 本人控除 60,000)
課税額	: 125,000 タイバーツ (=150,000×0%+150,000×5%+200,000×10% +250,000×15%+250,000×20%+40,000×25%)
③月収 200,000THB、年収 2,400,000THB の場合	
課税所得	: 2,240,000 タイバーツ (=年収 2,400,000 - 経費控除 100,000 - 本人控除 60,000)
課税額	: 437,000 タイバーツ (=150,000×0%+150,000×5%+200,000×10% +250,000×15%+250,000×20%+1,000,000×25% +240,000×30%)

(出所：タイ歳入法をもとに筆者作成)

2. 節税対策としてタイの生命保険を活用

各種所得控除を有効に活用することで、税額負担の軽減を図ることができます。ここでは、節税対策の一例として、日本人でも活用できる生命保険控除を紹介します。

(1) 生命保険控除の概要

タイ国内で営業している保険会社の生命保険に加入することで、支払保険料（年間最大 10 万タイバーツ）を所得控除することができます。保険料のうちの死亡保障に対応する保険料が対象となり、保険契約期間については 10 年以上であることなどが条件となっています。

(2) 生命保険の活用例

タイの生命保険を取扱う現地のコンサルタントの話では、課税年度毎に支払保険料を所得控除できるので、積立期間や満期時期を個別にアレンジできる商品が人気となっているそうです。ライフイベントに併せた退職金や日本へ帰国のタイミングまでの資産形成、また、お子様の教育資金の積み立てなどに活用される人が多いとのこと。

3. おわりに

実際に納税するタイミングになって初めて納税額の多さに驚き、急な資金繰り対応が必要となるケースもあることから、タイで働く日本人また企業にとっては、個人所得税の課税負担の重さを認識しておくことが重要です。今回の記載内容以外のことでも、納税手続きや節税対策、また各種税制についてお困りの際には、タイ現地の各種専門家やコンサルティング会社などを紹介することも可能ですのでお気軽にご相談下さい。

以上

【足利銀行バンコク駐在員事務所 駐在員 塚本 修平】

ホーチミン通信～ベトナムにおける中古機械・設備等の輸入規制～

ベトナム政府は、中古機械・設備・生産ラインの輸入を定めた 2019 年 4 月 19 日付の首相決定 18 号 (18/2019/QĐ-TTg) を公表しました。これまで製造から 10 年を超える中古機械・設備は輸入を制限されてきましたが、6 月 15 日から一部年数制限が緩和されました。そこで今回は、中古機械等の輸入規制のこれまでの経緯と今般の首相決定についてレポートします。

1. 中古機械輸入規制のこれまでの経緯

中国から大量の粗悪な中古機械類がベトナム国内に大量に流入したため、2012 年 9 月に旧式・品質不良・環境汚染により廃棄された生産ライン用の中古機械・設備をベトナム国内に輸入させない目的でベトナム政府は、中国企業 2,255 社の 18 の分野にわたる中古機械・設備の輸入を禁止しました。

(1) 「20/2014/TT-BKHCHN (通達 20 号)」

2014 年 7 月には通達 20 号を公布し、中国製に限らず、輸入可能な中古機械等について原則 5 年に満たないこと等の条件を発表しました。しかし、日本商工会議所や生産拡大を計画していた外資系企業からの強い反発を受けて、施行 3 日前である同年 8 月 29 日に上記 20 号通達の施行が延期され、正式に翌年 4 月に施行停止が発表されました。

(2) 「23/2015/TT-BKHCHN (通達 23 号)」

通達 20 号の施行停止後、業界団体等と協議が行われ、2015 年 11 月に中古機械・設備・生産ラインの輸入に関する規制の一部を緩和する新たな通達 23 号が公布され、翌年 7 月より施行されました。停止された通達 20 号では原則として 5 年に満たない中古機械等のみ輸入が認められましたが、通達 23 号では、HS コード第 84 類と 85 類に属する機械・設備・中古ラインに限定され、使用期間も 10 年に満たないもの (例外あり) に緩和されました。

また、安全・省エネ・環境保護に関するベトナム国家技術基準 (以下、QCVN)、ベトナム国家標準 (以下、TCVN)、安全・省エネ・環境保護に関する G7 (カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国) の標準に従って製造されたもの、といった条件が規定されました。

2. 首相決定 18 号の概要

今般の首相決定 18 号では、中古機械・設備と中古生産ライン (HS コード第 84 類と 85 類) で輸入基準が各々設けられ、一部中古機械設備の年数制限が緩和されたこと、10 年超の中古機械・設備を特別に輸入する際の手続きが明示され、科学技術省が輸入の許可を文書回答するまでの期間を 15 営業日とするなど手続きが明確化されました。

(1) 中古機械・設備の輸入条件

原則として製造から「10 年以下であること」、「QCVN、TCVN または安全・省エネ・環境保護に関する G7 各国または韓国の規格に従い製造されていること」が条件とされています。但し、以下の場合には 10 年超であっても輸入が許可される場合があります。

ア. 特定の分野の機械設備

	機械・設備	HS コード	年数制限
機械分野	ロール機、鋳造機、ウォータージェット切断機、金属加工のマシニングセンター、金属切削用の旋盤、金属用ボール盤、研削盤、平削り盤、鍛造機 等	84.20 84.54～84.63 84.79	20年
木材製造・加工分野	木材、紙パルプ等を乾燥させるための設備	84.19.32	15年
	木材・コルク等硬質物の加工機械、建築用繊維板の製造用プレス機 等	84.65 84.79.30	20年
製紙・パルプ製造	機械・機械設備	84.39 84.40 84.41	20年

イ. 科学技術省の特別な許可を得た場合。しかし、以下の条件が必要。

- ・機械当初の設計値に対しての出力または効率性の残存能力が85%以上であること。
- ・生産活動を行う際に使用する原料やエネルギーなどの消費率が15%以下であること。

(2) 中古生産ライン（同時に稼動するために連結された機械・設備）の輸入条件
年数制限が撤廃された一方、以下の要件が規定されました。

ア. QCVN に適合していること

イ. アが制定されていない場合、TCVN または安全・省エネ・環境保護に関する G7 各国または韓国の規格に従い製造されていること

ウ. 機械当初の設計値に対しての出力または効率性の残存能力が85%以上であること

エ. 生産活動を行う際に使用する原料やエネルギーなどの消費率が15%以下であること

オ. 生産ラインの技術が技術移転法施行政令第 76/2018/ND-CP に定める移転禁止技術リストおよび移転制限技術リストに属していないこと

カ. 生産ラインの技術が経済協力開発機構（OECD）の加盟国で少なくとも三つの製造施設で使用されていること

(3) 留意点

上記それぞれの要件が満たされている事を、指定された鑑定機関が発行する鑑定証明書等で証明する必要があります。また、通過・積み替え、仲介貿易、政府首相の個別決定による輸入等、本決定が適用対象とならないケースもあるため、都度、管轄官庁に確認の上、手続きを行うことをお勧めします。

3. まとめ

一部年数制限が緩和されたものの、高品質の日本製機械では、本規制緩和でも不十分だと指摘する声や、今後の運用方法を不安視する声があり注目されます。引き続き、中古機械の輸入規制について注視し、情報発信していきます。 以上

【ヴェียดนามバンク ホーチミン駐在 大森 純希】

アセアン駐在員コラム

アセアン駐在員コラムでは、東南アジア各国で生活している駐在員や現地スタッフからの情報を毎月発信しています。



【シンガポール】～シンガポールスリング～

シンガポール発祥のカクテル、シンガポールスリングを紹介します。シンガポールの最高級ホテル、ラッフルズホテルにあるロングバーのバーテンダーが、1915年（女性が公共の場で飲酒することに抵抗がある時代）、女性も飲めるように可愛らしい見た目のカクテルを作りました。鮮やかなピンク色のアルコールに南国フルーツが添えられ、ジュースのような見た目のジンベースのカクテルです。この色合いは、ホテルから眺める美しいシンガポール湾の夕陽を現しています。100年以上たった今でも、このレシピで作られています。イギリス領時代の社交場だったロングバーで、色鮮やかなシンガポールスリングを味わってみてはいかがでしょうか。

【ロングバーのシンガポールスリング】



(常陽銀行シンガポール駐在員事務所 現地スタッフ 関 順)



【ベトナム】～ベトナムの食事マナー～

私は、仕事柄、日本からのお客様とお食事をする機会が多くあります。その際テーブルに置かれたお皿と茶碗のセットについて、その使い方を聞かれることがよくあります。日本では、お皿と茶碗を別々に使うのが一般的です。一方ベトナムでは、このお皿は「ソーサー（受け皿）」として使われるため、重ねた状態のまま使うのが正しい食べ方です。食事が出る鶏肉の骨や貝殻などを、この受け皿の上に置きます。また麺類を食べる時のマナーとして、日本では器に直接口を付けてスープを飲むこともありますが、ベトナムではスプーンや鉄製のレンゲを使って飲みます。ベトナムにお越しの際は、このようなマナーを思い出しながら、安くて美味しいベトナム料理を存分に楽しんで下さい。

【食事前のテーブルの様子】



(常陽銀行ハノイ駐在員事務所 現地スタッフ グエン ティ トウイ)



【タイ】～「Mfair バンkok 2019 ものづくり商談会」を開催～

2019年6月にタイ・バンkokで「Mfair バンkok 2019 ものづくり商談会」が開催され、めぶきフィナンシャルグループは茨城県と栃木県と連盟共催しました。

本商談会は、タイでビジネス展開を図る製造業を中心とする日系企業と、タイの製造企業が集まるマッチングイベントとなっています。当日は多くの商談が実施されたほか、イベント・セミナー・交流会など色々な目的で幅広い人が集まり、

会場内では情報収集など積極的な活動が行われていました。参加企業からは、「販路開拓をするための良いイベントなので毎年出展しており、今年も取引に繋がる商談ができた」、「タイ進出を検討しているなか、効率的に情報収集を図ることができた」などの感想がありました。

(足利銀行バンkok駐在員事務所 駐在員 塚本 修平)

【商談会会場の様子】



【フィリピン】～メリエンダについて～

暑いフィリピンでは、胃に負担をかけないよう一食あたりを軽くし、「Merienda=メリエンダ」という間食をとる習慣があります。フィリピンに「メリエンダ」が持ち込まれたのはスペイン統治の時代であり、メリエンダは「間食」を意味します。朝、昼、夜の他、10時と15時にも軽食をとり、1日5回食事を取ります。メリエンダは「軽い食事」から単なる「スイーツ」まで様々で、中には1日8回食事を取る方もいます。

フィリピンでスイーツとして人気なのが「Suman=スマン」で、バナナの葉で包んだもち米を蒸すため、見た目は日本のちまきに似ています。食感はおはぎのようで、ウベ（紅山芋）のペーストとココナツクリームの甘さが絶妙にマッチしています。フィリピンにお越しの際は、是非ご賞味ください。

(BDOユニバンク マニラ駐在 鶴見 圭史)

【スイーツのスマン】



アセアン各国株式市場・為替情報（6月）

アセアンの株式・為替市場の動向について（6月）

国	株式市場				為替市場			
	株価指数	月末株価	月間騰落額	月間騰落率	通貨単位	月末為替レート(円)	月間騰落額	月間騰落率
シンガポール	ST指数	3,321.61	203.85	6.54%	1シンガポールドル	79.69	0.92	1.17%
マレーシア	KLCI総合指数	1,672.13	21.37	1.29%	1リンギット	26.04	0.08	0.30%
タイ	SET指数	1,730.34	110.12	6.80%	1バーツ	3.52	0.08	2.38%
フィリピン	フィリピン総合指数	7,999.71	29.69	0.37%	1ペソ	2.10	0.01	0.63%
インドネシア	ジャカルタ総合指数	6,358.63	149.51	2.41%	100ルピア	0.76	0.01	0.79%
インド	SENSEX指数	39,394.64	▲319.56	▲0.80%	1ルピー	1.56	0.01	0.59%

出所：Bloomberg

【株式市場】

➤ シンガポール：米利下げ観測台頭で大幅反発

前月の下落基調から、主力株を中心に値ごろ感を評価した買いが入り反発し上昇基調で推移。その後も米国利下げ観測の台頭を好感し続伸した。下旬にかけて、国内製造業の不振の影響を受け方向感に乏しく推移し、シンガポールST指数は前月比6.54%で取引を終了した。

➤ マレーシア：好決算と米利下げ観測を材料に3ヶ月振りの高値

政府が工業団地運営に乗り出したことを受け上昇で推移した。マレーシア企業の好決算発表や米利下げ観測が高まり大幅続伸した。21日に約3ヶ月振りの高値をつけたあと緩やかに調整し、マレーシアKLCI指数は1.29%で取引終了した。

➤ タイ：民政移管選挙後のプラユット新首相就任を好感

軍事政権トップのプラユット暫定首相が新首相へ選出され上昇。11日にワチラロンコン国王の承認を得て正式に就任したことをうけて続伸。一旦下落に転じるも大幅反発、その後月末にかけ続伸し約9ヶ月振りの高値をつけてタイSET指数は前月比6.80%で取引を終了した。

➤ フィリピン：個別企業で材料物色も、方向感なく推移

フィリピン総合指数は月間を通し、方向感なく推移した。自動車関連やインフラ関連企業への期待を受け上昇するも、デモ発生の影響を受け反落。米利下げ観測による資金流入期待に小幅反発。企業の投資計画への期待から続伸するも小幅な値動きをしながら、フィリピン総合指数は前月比0.37%で取引を終了。

➤ インドネシア：首都移転計画、預金準備率引下げを好感し上昇

7日までのラマダン休場が明け、長期国債格付けが引き上げられたことから上昇基調で推移。中旬は消費財主導で下落するも、カリマンタン島への首都移転計画や預金準備率の引下げを好感し反発した。ジャカルタ総合株価指数は前月比2.41%で取引を終了。

➤ インド：月初に史上最高値更新も一進一退の値動き

3日、初の4万pt台に乗せ史上最高値を更新した。その後、首相のネガティブサプライズにより反落し、ホルムズ海峡のタンカー攻撃等世界情勢への懸念から続落した。月末にかけて、原油安や2019年度予算案への期待が下支えし、インドSENSEX指数は前月比▲0.80%で取引を終了した。

【常陽銀行シンガポール駐在員事務所 駐在員 関 貴弘】

アセアン各国ニューストピックス

◎経済

- シンガポール
 - ・5月の株価指数、過去3年で下落率最大 (6/4)
 - ・18年 FDI 流入額、776 億米ドルで世界4位 (6/18)
 - ・4~6月の GDP1.2%未満へ 金融庁、通年下方修正も示唆 (6/28)
- マレーシア
 - ・米中貿易摩擦、マレーシアに大きな恩恵 (6/7)
 - ・ペナン、1Qの製造投資8.7倍 米の大型投資で人材市場にも余波 (6/14)
 - ・上期の景況感、前期に続き下落も来期は改善予想 (6/27)
- タイ
 - ・来年度予算の執行先送りへ、景気対策を準備 (6/18)
 - ・中銀が GDP 予測を下方修正 3.3%成長、輸出減が予想上回る (6/27)
 - ・防衛技術産業を推進へ、SEZ 開発を検討 (6/28)
- インドネシア
 - ・インドネシアの都市開発に5千万ドル融資 (6/14)
 - ・ハラール認証の取得義務、5~7年間の猶予 (6/17)
 - ・投資調整庁、今年の投資実現額は2桁成長も (6/20)
- フィリピン
 - ・4月貿易赤字35億ドルに縮小 輸出は5カ月ぶりプラス成長 (6/13)
 - ・首都圏の経済区新設停止、申請131件に影響 (6/27)
- ベトナム
 - ・社債の発行条件が一部緩和 新政令が発効、市場2倍を視野 (6/6)
 - ・世界貿易でベトナムの位置付け改善 (6/12)
 - ・米向け輸出増、質の向上促す 高付加価値化が進めば日系に商機 (6/25)

◎その他

- シンガポール
 - ・日本産カキの輸出、認定地域を拡大へ (6/6)
 - ・日系含む38社処分、産業廃水の違法処理で (6/11)
 - ・5G商用化へ本格始動、年内に港湾で実証実験 (6/28)
- マレーシア
 - ・公共交通機関でのキャッシュレス拡大方針 (6/19)
 - ・ネット金融詐欺、被害額が既に昨年通年超え (6/26)
- タイ
 - ・東北の魅力をPR、仙台市に定期便運航 (9/17)
 - ・東南アジア最大の起業家イベント、日本ブースも (6/20)
 - ・家庭内での喫煙禁止、8月20日に新法施行 (6/24)
- インドネシア
 - ・首都移転先、カリマンタン島でほぼ決定か (6/19)
 - ・首都の渋滞、昨年に大幅改善、政府の7事業貢献か (6/20)
- フィリピン
 - ・日本人含む528人の就労ビザ取り消し (6/6)
 - ・麻薬戦争で6600人殺害 (6/20)
- ベトナム
 - ・全国で57の太陽光と風力発電所が稼働 (6/13)
 - ・電力消費、猛暑でまた記録更新 (6/25)

(出所：各種新聞、雑誌)

アセアン・インド休日情報

2019年7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15 JP	16 MM TH	17	18	19 MM	20
21	22	23	24	25	26	27
28 TH	29 TH	30	31			

2019年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9 SG	10
11	12 SG ID PH MY JP TH	13	14	15 ID	16	17 IN
18	19	20	21 PH	22	23	24 ID
25	26 PH	27	28	29	30	31 MY

2019年9月

日	月	火	水	木	金	土
1 MY	2 IN MY VN	3	4	5	6	7
8	9 MY	10 ID	11	12	13	14
15	16 MY JP	17	18	19	20	21
22	23 JP	24 CD	25	26	27 CD	28 CD
29 CD	30 CD					

※ナショナルホリデーのみ掲載

出典：ジェットロ各国情報等

※祝祭日名省略

JP	日本	MY	マレーシア	TH	タイ
SG	シンガポール	PH	フィリピン	VN	ベトナム
IN	インドネシア	MM	ミャンマー	ID	インド
CD	カンボジア				

めぶきFGアジアネットワーク

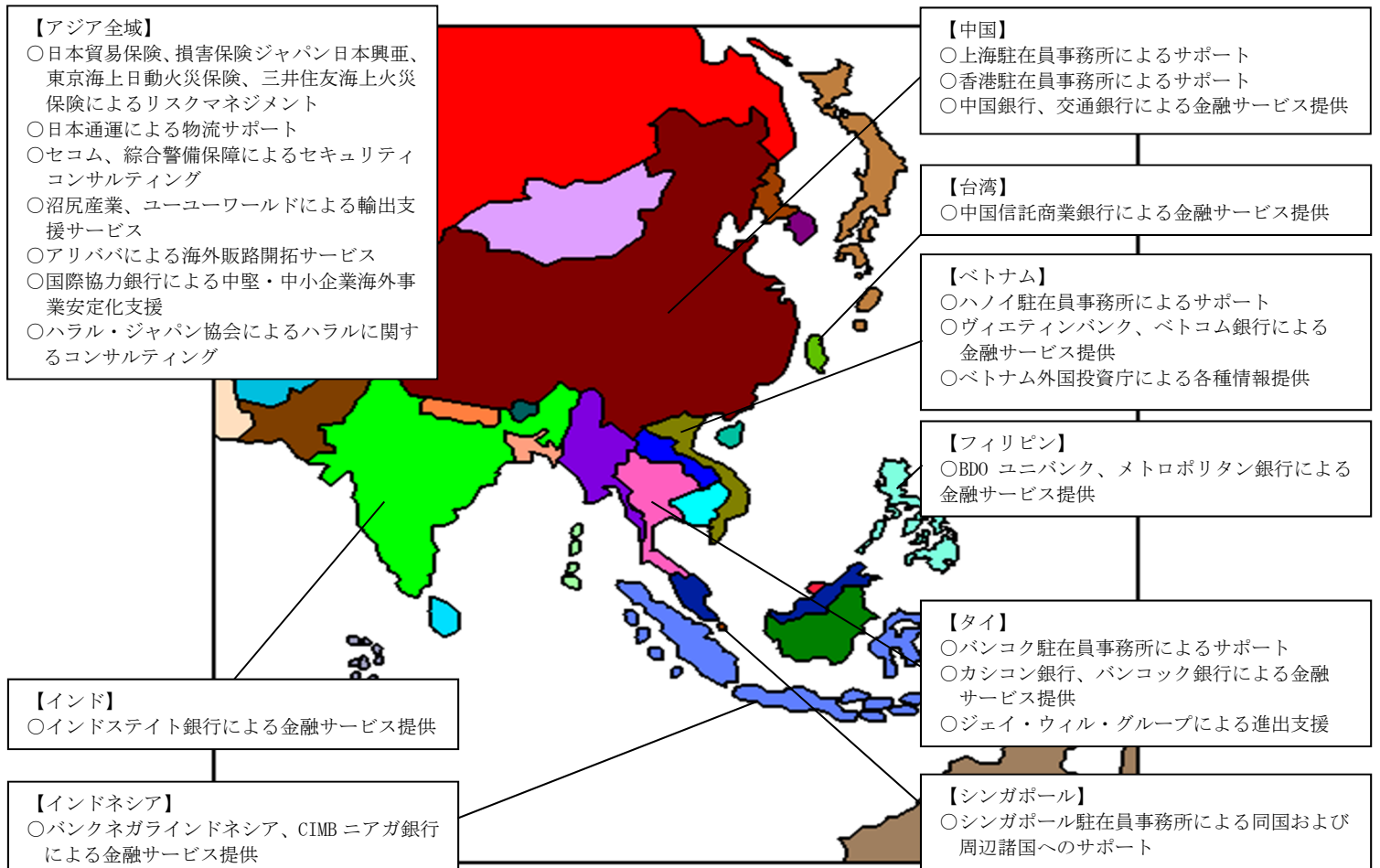
お客様の海外進出をサポートするため、様々な機関や外国銀行と業務提携を結び、支援体制の強化を進めています。

◎業務提携先一覧

提携先	常陽	足利	主な業務内容
中国銀行（中国）	●	●	中国国内情報の提供および各種金融サービスの提供
交通銀行（中国）	●		
中国信託商業銀行（台湾）	●		台湾情報の提供および各種金融サービスの提供
カシコン銀行（タイ）	●	●	タイ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
バンコック銀行（タイ）	●		
バンクネガラインドネシア （インドネシア）	●		インドネシア国内情報の提供および各種金融サービスの提供
CIMB ニアガ銀行 （インドネシア）		●	
ヴィエティンバンク （ベトナム）	●		ベトナム国内情報の提供および各種金融サービスの提供
ベトコム銀行（ベトナム）	●	●	
ベトナム外国投資庁 （ベトナム）	●		ベトナム関連セミナーの開催協力 ベトナム進出に関する各種支援、投資関連情報の提供
BDO ユニバンク（フィリピン）	●		フィリピン国内情報の提供および各種金融サービスの提供
メトロポリタン銀行 （フィリピン）		●	
インドステイト銀行 （インド）	●	●	インド国内情報の提供および各種金融サービスの提供
パナメックス（メキシコ）	●	●	メキシコ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
アグアスカリエンテス州政府ほか（メキシコ）	●	●	メキシコに関する現地市場調査 投資情報の提供
日本貿易振興機構（JETRO）	●	●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力機構（JICA）	●	●	途上国での海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力銀行（JBIC）	●		海外展開支援融資の提供
日本貿易保険（NEXI）	●	●	輸出取引を行う際の海外取引リスクに備える各種貿易保険の提供
中小企業基盤整備機構		●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
東京海上日動火災保険	●	●	海外リスク情報等の提供
損保ジャパン日本興亜	●	●	リスクマネジメントコンサルティングサービスの提供
三井住友海上火災保険	●	●	各種損害保険の提供
セコム	●		海外での安全システム・防犯危機商品の提供
総合警備保障	●		海外セキュリティサービスの提供

◎めぶきFG海外駐在員事務所

常陽銀行シンガポール駐在員事務所	63 Market Street, #11-03 Bank of Singapore Centre Singapore 048942 TEL:+65-6225-6543
常陽銀行ハノイ駐在員事務所	5th Floor, Sun Red River, 23 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam TEL:+84-24-3218-1668
常陽銀行上海駐在員事務所	上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 1901 室 TEL:+86-21-6209-0258
常陽銀行ニューヨーク駐在員事務所	712 Fifth Avenue, 8th Floor, New York, NY 10019 TEL:+1-347-686-8420
足利銀行香港駐在員事務所	Suite 1601, 16th Floor, Tower 2, The Gateway, Harbour City, Kowloon, Hong Kong TEL:+852-2251-9475
足利銀行バンコク駐在員事務所	689, Bhiraj Tower at Emquartier, 27th Floor, Room No. 2714, Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana, Bangkok, Thailand 10110 TEL:+66-2-261-2852



めぶきFGイベント情報

【FBC 広東 2019 ものづくり商談会 in 南海】

日程	2019年7月24日(水)～25日(木)
開催国	中国(広東省仏山市)
会場	インターコンチネンタルホテル仏山
概要	<p>本商談会は、中国での販路拡大や部材調達を希望する日系ものづくり企業等を対象とする商談会で、約200社の出展企業が2日間にわたり自社製品等をPRし、約2千名のバイヤー来場を予定しています。</p> <p>ご出展を希望される方は以下の照会先までご連絡ください。</p> <p>出展申込期間は4月30日(金)までとなります。</p>
費用	3,000人民元/1コマ (FBC上海2019ものづくり商談会ご出展企業様は無料)
URL	www.ecfna.com/Uploads/pdf/data/fbcnh2019_jp.pdf
照会先	<p>常陽銀行 上海駐在員事務所 TEL +86-21-6209-0258</p> <p>常陽銀行 市場国際部 国際業務室 各担当者 TEL 029-300-2728～2730</p> <p>または、海外進出相談フリーダイヤルまで TEL 0120-5931-28</p>

【FBC ホーチミン 2019 ものづくり商談会】

日程	2019年10月10日(木)～11日(金)
開催国	ベトナム：ホーチミン
会場	Phu Tho Indoor Sports Stadium
概要	<p>ベトナムでの部材調達や販路拡大を目的とする製造企業、製造企業にサービスや製品を提供するソリューション企業を対象に、商談会を開催いたします。</p> <p>Web上で商談の事前申込と顧客マッチングを行うことで、計画的かつ効率的な商談を行うことが可能となります。また、大手製造企業と直接商談できるバイヤーズエリアや、在ベトナム日系企業・ベトナムローカル企業に対し自社事業、製品をPRすることが出来ることから、新たなビジネスを創出するきっかけの場としてご利用いただけます。</p> <p>出展申込期間は2019年7月19日(金)までとなります。</p>
URL	http://fbchcm.factorynetasia.com
照会先	<p>常陽銀行ハノイ駐在員事務所 TEL +84-24-3218-1668</p> <p>常陽銀行 市場国際部 国際業務室 各担当者 TEL 029-300-2728～2730</p> <p>または、海外進出相談フリーダイヤルまで TEL 0120-5931-28</p>

【FBC 上海 2019 ものづくり商談会】

日 程	2019年10月23日（水）～25日（金）
開催国	中国
会 場	上海新国際博覧中心（上海市）
概 要	<p>本商談会は、中国での販路拡大や部材調達を希望する日系ものづくり企業等を対象とする中国最大級の商談会で、約400社の出展企業が3日間にわたり自社製品等をPRし、約3千名のバイヤー来場を予定しています。</p> <p>出展対象は、自動化・ロボット、自動車関連、電子電機、環境・省エネ、機械設備など製造業全般となっています。</p> <p>ご出展を希望される方は以下の照会先までご連絡ください。</p> <p>出展申込期間は2019年7月31日（水）までとなります。</p> <p>なお、本商談会のご出展企業は、以下についても無料で出展可能となります。</p> <p>○FBC 江蘇 2019 ものづくり商談会 in 相城（2019年5月22日～23日） 蘇州在水一方大酒店（江蘇省蘇州市）</p> <p>○FBC 広東 2019 ものづくり商談会 in 南海（2019年7月24日～25日） インターコンチネンタルホテル仏山（広東省仏山市）</p>
費 用	当行経由で申込の場合8,500人民元／標準コマ（約9㎡）
URL	www.ecfna.com.fbcs
照会先	<p>常陽銀行 上海駐在員事務所 TEL +86-21-6209-0258</p> <p>常陽銀行 市場国際部 国際業務室 各担当者 TEL 029-300-2728～2730</p> <p>または、海外進出相談フリーダイヤルまで TEL 0120-5931-28</p>

【Food Japan 2019】

日 程	2019年10月31日（木）～11月2日（土）
開催国	シンガポール
会 場	Suntec Singapore Convention & Exhibition Centre
概 要	<p>Food Japan は、ASEAN 市場最大級の日本の食に特化した見本市です。</p> <p>出展対象は、農林水産品、加工食品・飲料、食器・伝統工芸品、調理器具、食品機械、店舗設備、食品素材、アグリイノベーション、ほかサービスです。ASEAN 市場の商品開発者（食品メーカー）、食品・飲料仕入れ責任者（レストランオーナー、ホテル、スーパー・小売、商社・卸）との商談の場、最終日は一般消費者へのダイレクトなマーケティングの場、販売の場として機能します。</p> <p>出展申込期間は2019年7月31日（水）までとなります。</p>
URL	http://www.oishii-world.com
照会先	<p>常陽銀行 シンガポール駐在員事務所 TEL +65-6225-6543</p> <p>常陽銀行 市場国際部 国際業務室 各担当者 TEL 029-300-2728～2730</p> <p>または、海外進出相談フリーダイヤルまで TEL 0120-5931-28</p>